

議案第 46 号

東浦町下水道条例及び東浦町水道事業給水条例の一部改正について

東浦町下水道条例及び東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町下水道条例及び東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(東浦町下水道条例の一部改正)

第 1 条 東浦町下水道条例（昭和 63 年東浦町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等工事（除害施設及び町長が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し町長が <u>指定をした</u> 業者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施行することができない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長が指定をした者が排水設備等の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 略	(排水設備等の工事の実施) 第 7 条 排水設備等の新設等工事（除害施設及び町長が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し町長が <u>指定する</u> 業者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ施行することができない。 2 略

(東浦町水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 東浦町水道事業給水条例（平成 10 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項</u>	(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

<u>の規定に基づき指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	
2から4まで 略	2から4まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市長村長が指定をした者による排水設備等の工事等の施行を可能にするため提案するものである。

議案第 47 号

令和 7 年度東浦町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,364,648 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		1,134,000	△338,572	795,428
	1 地方交付税	1,134,000	△338,572	795,428
15 国庫支出金		2,905,262	△14,431	2,890,831
	2 国庫補助金	1,030,657	△15,211	1,015,446
	3 委託金	11,174	780	11,954
16 県支出金		1,605,088	938	1,606,026
	2 県補助金	460,053	938	460,991
18 寄附金		500,501	1,700	502,201
	1 寄附金	500,501	1,700	502,201
19 繰入金		811,000	185,000	996,000
	1 基金繰入金	811,000	185,000	996,000
20 繰越金		150,000	234,757	384,757
	1 繰越金	150,000	234,757	384,757
21 諸収入		739,741	946	740,687
	4 雑入	693,685	946	694,631
22 町債		1,145,900	8,700	1,154,600
	1 町債	1,145,900	8,700	1,154,600
歳 入 合 計		20,285,610	79,038	20,364,648

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		148,131	46	148,177
	1 議会費	148,131	46	148,177
2 総務費		3,399,352	23,860	3,423,212
	1 総務管理費	2,467,026	8,781	2,475,807
	2 徴税費	513,237	△19,942	493,295
	3 戸籍住民基本台帳費	132,715	34,921	167,636
	6 監査委員費	20,200	20	20,220
	7 交通防犯対策費	209,785	80	209,865
3 民生費		7,819,190	12,462	7,831,652
	1 社会福祉費	3,852,637	33,039	3,885,676
	2 児童福祉費	3,966,553	△20,577	3,945,976
4 衛生費		1,583,850	△7,678	1,576,172
	1 保健衛生費	675,978	△7,678	668,300
6 農林水産業費		229,133	374	229,507
	1 農業費	70,740	374	71,114
7 商工費		174,544	5,591	180,135
	1 商工費	174,544	5,591	180,135
8 土木費		2,554,367	15,431	2,569,798
	1 土木管理費	185,056	△24,665	160,391
	2 道路橋りょう費	846,482	57,318	903,800
	5 都市計画費	1,487,281	△17,222	1,470,059
9 消防費		756,272	8,288	764,560
	1 消防費	756,272	8,288	764,560
10 教育費		2,842,545	17,746	2,860,291
	1 教育総務費	367,157	15,622	382,779
	4 社会教育費	367,012	△6,434	360,578
	5 保健体育費	640,475	8,558	649,033
12 公債費		717,922	2,521	720,443
	1 公債費	717,922	2,521	720,443
14 予備費		32,933	397	33,330
	1 予備費	32,933	397	33,330
歳 出 合 計		20,285,610	79,038	20,364,648

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
基幹システム標準化対応業務委託料	自 令和8年度 至 令和8年度	10,971

第3表 地方債補正

追加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災警報システム 整備事業債	8,700	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。
計	8,700			

議案第48号

令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,165,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		20,353	△3,362	16,991
	1 繰越金	20,353	△3,362	16,991
6 国庫支出金		0	18,350	18,350
	1 国庫補助金	0	18,350	18,350
歳 入 合 計		4,150,954	14,988	4,165,942

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		19,676	18,326	38,002
	2 徴税費	3,809	18,326	22,135
6 予備費		20,353	△3,338	17,015
	1 予備費	20,353	△3,338	17,015
歳 出 合 計		4,150,954	14,988	4,165,942

議案第49号

令和7年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,261千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		139,573	△161	139,412
	1 一般会計繰入金	139,573	△161	139,412
3 繰越金		1	1,443	1,444
	1 繰越金	1	1,443	1,444
5 国庫支出金		0	979	979
	1 国庫補助金	0	979	979
歳 入 合 計		1,015,171	2,261	1,017,432

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		8,749	979	9,728
	1 総務管理費	6,740	979	7,719
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,005,402	1,282	1,006,684
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,005,402	1,282	1,006,684
歳 出 合 計		1,015,171	2,261	1,017,432

議案第50号

令和7年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業418,940千円」を「配水設備新設改良事業417,483千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,001,616千円	△1千円	1,001,615千円
第2項 営業外収益	211,761千円	△1千円	211,760千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	921,157千円	△2,107千円	919,050千円
第1項 営業費用	913,955千円	△2,107千円	911,848千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額542,438千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540,981千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金512,006千円」を「過年度分損益勘定留保資金510,549千円」に改め、資本的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	628,551千円	△1,457千円	627,094千円
第1項 建設改良費	425,338千円	△1,457千円	423,881千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第6条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	102,911千円	△3,564千円	99,347千円

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第51号

令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「管渠建設改良事業143,671千円」を「管渠建設改良事業145,395千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,302,800千円	△5,496千円	1,297,304千円
第1項 営業収益	560,447千円	62千円	560,509千円
第2項 営業外収益	742,350千円	△5,558千円	736,792千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,302,800千円	△5,496千円	1,297,304千円
第1項 営業費用	1,214,684千円	△5,496千円	1,209,188千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第4条本文かっこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,052千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,286千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,138千円及び当年度分損益勘定留保資金298,914千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,134千円及び当年度分損益勘定留保資金299,152千円」に改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	283,432千円	1,490千円	284,922千円
第2項 出資金	201,553千円	1,490千円	203,043千円
	支 出		
第1款 資本的支出	592,484千円	1,724千円	594,208千円
第1項 建設改良費	156,343千円	1,724千円	158,067千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第8条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	55,355千円	△5,314千円	50,041千円

（他会計からの補助金）

第6条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第9条中「195,875千円」を「196,012千円」に改める。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫